

農水第801号
令和7年2月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

かほく市長 油野 和一郎

市町村名 (市町村コード)	かほく市 (17209)
地域名 (地域内農業集落名)	宇気 (宇気)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月4日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区東部の農地は、従来、水稻を中心に営農されてきたが、地域内外の農業者が減少している。また基盤整備も困難であることから、将来的な担い手の確保が見通せない。
- ・地区西部の砂丘地の農地については、用途区域内にあるが、市外の担い手により効率的な営農が行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地区東部の農地については、兼業農家や小規模農家など、多様な農業者により、水稻に限らず土地に適した作物で農地利用がなされるよう検討を進める。
- ・地区西部の農地については、スイカ、だいこん、さつまいも、長いもなど、現在の担い手が引き続き効率的に営農できるよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）



注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手の確保とともに担い手への農地の集積、集団化に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・小規模農業者、兼業農業者等についても多様な農業者として位置づけ、育成や支援に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他

【選択した上記の取組方針】